

総行住第 60 号
令和 8 年 4 月 15 日

各都道府県住民基本台帳担当部長 } 殿
各指定都市住民基本台帳担当部長 }

総務省自治行政局住民制度課長
(公 印 省 略)

ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害を申し出た者のうち、支援の必要性が確認された者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置に関する事務の適正な執行の徹底等について

ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害を申し出た者のうち、支援の必要性が確認された者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置（以下「支援措置」という。）については、平成 16 年に、住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令（昭和 60 年自治省令第 28 号）、戸籍の附票の写し又は戸籍の附票の除票の写しの交付に関する省令（昭和 60 年法務省・自治省令第 1 号）及び住民基本台帳事務処理要領（昭和 42 年 10 月 4 日付け自治振第 150 号等自治省行政局長等から各都道府県知事あて通知。以下「事務処理要領」という。）の一部改正が行われ、それ以降、各市区町村の住民基本台帳担当部局において上記法令等に基づいて統一的な取扱いにより実施されているところです。

各市区町村においては、支援措置の実施に当たり、事務処理要領に基づき、適正に事務を執行いただいているものと承知しておりますが、国会等において、子を連れ去るため、不当に支援措置の実施を求める旨の申出がなされているのではないかと指摘がなされていることも踏まえ、下記の点に留意し、改めて適正な事務の執行を徹底いただきますようお願いいたします。

また、上記の趣旨も踏まえ、令和 6 年 3 月 28 日付け総行住第 49 号総務省自治行政局住民制度課長から各都道府県住民基本台帳担当部長及び各指定都市住民基本台帳担当部長あて通知（以下「令和 6 年 3 月通知」という。）中別紙支援措置申出書の様式の一部を変更しましたので、あわせて通知します。

各都道府県におかれては、この旨を承知の上、域内の指定都市を除く市区町村に周知いただくようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1 支援の必要性の確認について

支援措置の実施に当たっては、事務処理要領第5-10-イにより、相手方が、当該申出者の住所を探索する目的で、住民基本台帳の閲覧等を行うおそれがあると認められるかどうかについて、警察、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等（以下「相談機関」という。）の意見を聴取し、又は裁判所の発行する保護命令決定書の写し若しくはストーカー規制法に基づく警告等実施書面等の提出を求めることにより確認することとしており、支援の必要性を十分に確認すること。

また、支援措置の延長の申出があった場合には、事務処理要領第5-10-キにより、最初に申出があった場合と同様に、相談機関の意見を改めて聴取すること等により、延長の申出があった時点での支援の必要性を十分に確認すること。

さらに、令和6年1月30日付け総行住第22号総務省自治行政局住民制度課長から各都道府県住民基本台帳担当部長及び各指定都市住民基本台帳担当部長あて通知により、より適切な運用を図る観点から、相談機関からの意見聴取は、市区町村と相談機関の間で直接行うことが適当である等の助言を行ったところ。

支援措置の実施を求める旨の申出及び延長の申出を確認する際は、改めてこれらの運用を徹底いただきたい。

2 支援措置申出書の様式の変更について

令和6年3月通知中別紙を、別紙のとおり変更する。

【担当】

総務省自治行政局住民制度課

井上係長、杉浦主査、渡邊官、岩崎官

03-5253-5517（直通）

住民基本台帳事務における支援措置申出書

(固定資産が所在する東京都及び市区町村への支援措置申出書を兼ねる。)

〇〇〇〇〇〇長
関係市区町村長
関係都税事務所長

様

住民基本台帳事務(又は固定資産税事務)におけるドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者保護の支援措置の実施を求めます。

		市区町村	受付	連絡
			/	/
転送	/		/	/
	/		/	/
	/		/	/

令和 年 月 日

氏名
(受付番号)

備考

申出者	氏名 (生年月日) (年 月 日)	住所	連絡先	本人確認		
相手方 (判明している場合)	氏名 (生年月日) (年 月 日)	住所	その他			
申出者の状況 (別紙参照の上、いずれかにV)	A 配偶者暴力防止法	B ストーカー規制法	C 児童虐待防止法	D その他前記AからCまでに準ずるケース		
添付書類 (ある場合、該当書類にV)	保護命令決定書(写し)	その他				
	ストーカー規制法に基づく警告等実施書面					
相談先	(警察署、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等の機関に相談している場合、相談した日時、当該機関(以下「相談機関」という。)の名称、担当課等を可能な範囲で記入して下さい)					
支援措置を求めるもの (現住所が記載されているものに限る)	希望にV	支援を求める事務	現住所等			
		住民基本台帳の閲覧	現住所	同上		
		住民票の写し等の交付(現住所地)	現住所	同上		
		除票の写し等の交付(前住所地)	前住所			
		戸籍の附票の写しの交付(本籍地)	本籍			
	戸籍の附票の除票の写しの交付(前本籍地)	前本籍				
併せて支援を求める者 (同一の住所を有する者に限る)	申出者との関係	氏名	生年月日	申出者との関係	氏名	生年月日
備考	他の市区町村(特別区を含む。)に所有する固定資産 <input type="checkbox"/> あり(※過去に所有していた場合も含む。) <input type="checkbox"/> なし					

(注)●太枠の中に記入してください。

- 申出に際し、ご本人の確認をさせていただきます。
- 法定代理人、児童相談所長、児童福祉施設の長、里親、ファミリーホーム事業を行う者等支援措置対象者本人以外の者が申し出る場合は、備考欄に実際に申し出を行う者の氏名、生年月日、住所、連絡先等を記入してください。
- 申出の内容について、相談機関に確認させていただく場合があります。
- 支援措置は、厳格な審査の結果、不当な目的によるものでないこととされた請求まで拒否するものではありません。
- 支援の期間は、支援開始の連絡日から一年です。期限到来の一月前から延長の申出を受け付けます。当該申出がない場合、期限到来をもって支援を終了します。
- 申出書の内容に変更が生じた場合には、当初に申出を行った市町村長に申出を行って下さい。
- 申出の内容に虚偽の内容が含まれていることが判明した場合、支援措置を終了することがあります。

固定資産税事務における支援を求める市区町村及び所有固定資産の詳細

申出者の 所有固定 資産	固定資産税事務における 支援を求める市区町村名		土地・家屋の別	固定資産の所在		備考	
	1						
	2						
	3						
	4						
	5						
併せて支援 を求める者 (同一の住所 を有する者に 限る)	氏名等		申出者との関係	氏名	生年月日	備考	
	所有 固定資産	固定資産税事務における 支援を求める市区町村名		土地・家屋の別	固定資産の所在		
		1					
		2					
		3					
		4					
		5					
	氏名等		申出者との関係	氏名	生年月日		
	所有 固定資産	固定資産税事務における 支援を求める市区町村名		土地・家屋の別	固定資産の所在		
1							
2							
3							
4							
5							
備考							

- (注) ●「住民基本台帳事務における支援措置申出書」に記載の市区町村以外の市区町村に固定資産を所有している場合又は過去に所有していた場合で、当該固定資産所在市区町村に対しても支援措置に準じた支援の申出を行う場合に記入してください。
- 太枠の中に記入してください。
 - 償却資産を所有する場合は、「土地・家屋の別」欄に「償却資産」と記入してください。
 - 納税通知書をお持ちの場合は、納税通知書を添付することにより、「土地・家屋の別」欄及び「固定資産の所在」欄の記入を省略して差し支えありません。
 - 本申出書に記載された固定資産が所在する市区町村に本申出書(「住民基本台帳事務における支援措置申出書」を含む。)の写しを送付します。ただし、所有する固定資産が特別区に所在する場合は、当該固定資産が所在する特別区を所管する都税事務所が送付先となります。

「住民基本台帳事務における支援措置申出書」の「申出者の状況」欄に、次の区分により、いずれかにVを記入してください。

**A 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律
(配偶者暴力防止法)**

配偶者暴力防止法第1条第2項に規定する被害者であり、かつ、暴力によりその生命又は心身に危害を受けるおそれがあり、かつ、相手方が、その住所を探索する目的で、住民基本台帳法上の請求を行うおそれがある。

**B ストーカー行為等の規制等に関する法律
(ストーカー規制法)**

ストーカー規制法第6条に規定するストーカー行為等の被害者であり、かつ、更に反復してつきまとい等又は位置情報無承諾取得等をされるおそれがあり、かつ、相手方が、その住所を探索する目的で、住民基本台帳法上の請求を行うおそれがある。

**C 児童虐待の防止等に関する法律
(児童虐待防止法)**

児童虐待防止法第2条に規定する児童虐待を受けた児童である被害者であり、かつ、再び児童虐待を受けるおそれがあり、又は監護等を受けることに支障が生じるおそれがあるものについて、相手方が、その住所を探索する目的で、住民基本台帳法上の請求を行うおそれがある。

D その他前記AからCまでに準ずるケース